## 令和7年第2回士幌町議会臨時会

- 1 議事日程 5月13日(火曜日) 午前10時開会
  - 日程番号1 会議録署名議員の指名
  - 日程番号2 会期の決定
  - 日程番号3 諸般の報告
  - 日程番号4 常任委員及び議会運営委員の選任について
  - 日程番号5 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
  - 日程番号6 議会広報特別委員の選任について
  - 日程番号7 議長の常任委員辞任について
  - 日程番号8 常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の正副委員長の 互選結果
  - 日程番号9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程番号 10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程番号 11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程番号 12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
  - 日程番号 13 議案第1号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号 14 議案第2号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号 15 議案第3号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号 16 議案第4号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号17 議案第5号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号 18 議案第6号 工事請負契約の締結について
  - 日程番号 19 議案第7号 物品購入契約の締結について
  - 日程番号 20 議案第8号 士幌町町税条例の一部を改正する条例案
  - 日程番号 21 議案第 9 号 令和 7 年度士幌町一般会計補正予算(第 1 号)
  - 日程番号 22 議案第 10 号 令和 7 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
  - 日程番号 23 議案第 11 号 令和 7 年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1号)
  - 日程番号 24 閉会中の継続審査申出
- 2 出席議員(12名)
  - 1番 中村 頁 2番 森本 真隆 3番 山中 明裕 5番 矢坂 賢哉 6番 牧野 圭司 7番 大西 米明 8番 西山 伸宏 9番 伊藤 健蔵 10番 成田 哲也 11番 曽我 弘美 12番 秋間 紘一 13番 河口 和吉
- 3 欠席議員(0名)

4 地方自治法 121 条の規定による説明のための出席者

町長 髙木 康弘 代表監査委員 寺田 和也

教育長 土屋 仁志

5 町長の委任を受けて出席した者

西野 孝典 副町長 亀野 倫生 総務課長 地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子 町民課長 角田 淳二 佐藤 慶岩 保健福祉課長 産業振興課長 吉川 和美 建設課長 上山 英樹 建設課道路維持担当課長 若原 増田 達也 裕 病院事務長 特老施設長 福田 剛大 幼児教育課長 郷原 敏宏

消防課長 仙石 譲

6 教育長の委任を受けて出席した者

 参事
 下坂 吉彦
 教育課長
 川岸 滋一

 給食センター所長
 加納 正信
 高校事務長
 杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

1

2

会 議 の 経 過 (午前10時00分)

河口議長 ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、令和7年第2回士幌町議会臨時会を開 会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6番、牧野圭 司議員及び7番、大西米明議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。

会期は本日1日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告 のとおりです。

次に、北十勝2町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に 配布のとおりです。

なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、 随時閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、「常任委員及び議会運営委員の選任について」を議題と します。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。 お諮りします。

総務文教常任委員に、秋間紘一議員、伊藤健蔵議員、山中明裕議員、森本真隆議員、西山伸宏議員、成田哲也議員。

産業厚生常任委員に、大西米明議員、中村貢議員、河口和吉議員、 矢坂賢哉議員、曽我弘美議員、牧野圭司議員。

議会運営委員に、大西米明議員、中村貢議員、矢坂賢哉議員、曽我 弘美議員、森本真隆議員。以上のとおり指名したいと思います。これ にご意義ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

日程第5、会議案1号「議会広報特別委員会の設置について」を議題とします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。議会事務局長。

藤内議会 事務局長 議会事務局長藤内よりご説明いたします。士幌町議会委員会条例 第5条の規定において、「特別委員会は必要がある場合において議会 の議決で置くことができる」となっています。

議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民にお知らせする「議会広報」の発行にあたり、公正な発行を期するため、編集方針及び内容の審査を行うために設置するものです。

委員の定数は5名とし、委員の任期は 他の委員会の任期と併せて2 年としています。

委員会は閉会中も審査を行い、一般的に委員会の調査 及び審査内容 は、定例会ごとに報告しますが、議会広報は その都度「議会だより」 を発行しておりますのでそれを報告にかえ、設置期間中の審査報告を

\_

4

3

省略することとしています。

以上、提案理由の説明といたします。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし

河口議長

討論なしと認め、これから会議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なし)

河口議長

6

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、「議会広報特別委員の選任について」を議題といたしま す。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規程により、 議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

議会広報特別委員に、中村貢議員、山中明裕議員、曽我弘美議員、 西山伸宏議員、成田哲也議員。以上のとおり指名したいと思います。 これにご意義ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とし、議長において各委員会を招集します。各委員会は休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

藤内議会 事務局長

事務局よりご連絡いたします。議員の皆様は委員会室にお集まりく ださい。

(暫時休憩)

午前 10 時 05 分 休憩 午前 10 時 09 分 再開

中村副議長

休憩を解き、会議を再開します。議長を交代していますので、議事 運営に協力願います。

日程第7、「議長の常任委員辞任について」を議題といたします。 産業厚生常任委員に選任されました議長から、休憩中に常任委員の 辞任願が提出されました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認められているところでもありますので産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。議長の常任委員の辞任について、これを許可するこ とにご異議ありませんか。

> (な し)

中村副議長

異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可す ることに決定しました。

ここで、議長と交代します。暫時休憩とします。

(暫時休憩)

午前 10 時 10 分 休憩 午前10時11分 再開

河口議長

休憩を解き会議を再開します。

日程第8、「常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会の 正副委員長の互選結果」が、議長の手元にまいりましたので報告しま す。

総務文教常任委員長森本真隆議員、副委員長成田哲也議員。 産業厚生常任委員長矢坂賢哉議員、副委員長曽我弘美議員。 議会運営委員長大西米明議員、副委員長曽我弘美議員。 議会広報特別委員長山中明裕議員、副委員長西山伸宏議員。 以上のとおり互選された旨の報告がありました。

日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西 野 総務課長 総務課長、西野よりご説明申し上げます。

承認第1号令和6年度士幌町一般会計補正予算第14号について地 方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月21日付けをも って、専決処分を行いましたので、その内容について、同条第3項の 規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧願います。第1条、歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を、それぞれ 118 億 6,595 万 2,000 円に改めたものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願いま す。今回の補正予算につきましては、令和6年度の3月分の除雪費用 に不足が生じたことに伴い専決処分を行ったもので、8款2項2目道 路橋梁維持費において、13節使用料及び賃借料に重機借上料300万円 を追加したところでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧願いま す。19款1項1目繰越金の前年度繰越金に300万円を追加し、収支の 均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜り原案のとおり承認いただきますようお願い申

9

し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 10、承認第 2 号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西 野総務課長

総務課長西野よりご説明申し上げます。

承認第2号、令和6年度士幌町一般会計補正予算第15号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日付けをもって専決処分を行いましたのでその内容について、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただき 1ページをご覧願います。第 1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1億 478 万 1,000 円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ 119億 7,073 万 3,000 円に改めたものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので 10 ページをお開き願います。 2 款 1 項 7 目環境対策費では、特定財源において令和 6 年度にいただいた企業版ふるさと納税をゼロカーボンシティ達成に向けた再エネ導入促進事業に充てるため指定寄附金 100 万円を追加し、愛のまち建設基金繰入金を同額減額する財源補正でございます。

次に、13 目財政調整基金費では、24 節積立金に基金積立金 1 億円を 追加し決算剰余金による積立てを行うもので、次の 14 目愛のまち建設 基金費では指定寄附金を基金に積み立てるものですが、一般分寄附並 びに企業版ふるさと納税の寄附実績等を踏まえ、24 節積立金に基金積 立金 312 万 8,000 円を追加し特定財源として指定寄附金を同額充当す るものでございます。

次に、3款1項7目国民健康保険費では、令和6年度国民健康保険事業の実績を踏まえた国保会計への繰出金の精査に伴い、27節繰出金の国保基盤安定繰出金ほか計9つの繰出金の増減合わせまして165万3,000円を追加するものでございます。

次に、11ページに移りまして、11款1項1目公債費の元金では特定 財源において減債基金繰入金を1億1,934万8,000円減額する財源補

6

正でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。7ページ上段の2款1項1目自動車重量譲与税から1枚おめくりいただき、8ページ下段の10款1項1目地方交付税までは、いずれも交付額の確定に伴いそれぞれ増額するものでございます。

次に、9ページに移りまして 18 款 1 項 3 目財政調整基金繰入金は、 財源調整のため 3 億円減額するともに、次の 19 款 1 項 1 目繰越金の前 年度繰越金に 8,048 万 7,000 円を追加し収支の均衡を図ったところで ございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり承認 いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 11、承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

角 田 町民課長 町民課長角田よりご説明申し上げます。

承認第3号、令和6年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号について地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年3月28日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は令和6年度の事業実績を踏まえた特別会計の繰入 金精算に伴う財源補正でございます。それでは歳出からご説明いたし ますので5ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、特定財源の職員給与費繰入金 42 万 9,000 円及び事務費繰入金 61 万 1,000 円を減額、2 目連合会負担金は、特定財源の事務費繰入金 7 万 8,000 円を減額、3 目中央会負担金は、特定財源の事務費繰入金 8,000 円を減額、2項1目賦課徴収費は、特定財源の事務費繰入金 8 万 7,000 円を減額、6 ページをお開き頂き、3項1目運営協議会費は、特定財源の事務費繰入金 3 万 5,000 円を減額、3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、特定財源の保健基盤

安定繰入金軽減分のほか記載の繰入金を増減合わせて 124 万 9,000 円 追加するものであります。

4ページの歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので 省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり承認 いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから承認第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

12

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 12、承認第 4 号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたしま す。

それでは議案書の3ページをご覧願います。これは損害賠償の額の 決定及び和解について地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和 7年3月28日付けをもって専決処分を行いましたのでその内容につ いて、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1の損害賠償の額でありますが、513 万 7,000 円。2の和解の内容は、相手方は町に対して本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしないという内容でございます。3の和解の相手方は、●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●、●●●●であります。4の事故の内容でございますが今年の3月3日、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●地先にある下水道本管に石が混入し管路の流下阻害が起きたことにより●●●宅地下室に設置されているトイレ配管から汚水が逆流し、地下室を汚損させたものでございます。

なお、損害賠償額の大半を損害保険が適用されることとなっており ますことを申し添えさせていただきます。

以上承認第4号の説明といたします。よろしくご審議を賜り原案の とおり承認いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから承認第4号を採決します。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

13

14

1516

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13、議案第1号「工事請負契約の締結ついて」、日程第14、 議案第2号「工事請負契約の締結ついて」、日程第15、議案第3号「工 事請負契約の締結ついて」、日程第16、議案第4号「工事請負契約の 締結ついて」以上4件を、関連議案として一括議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長

議長のお許しをいただきましたので、議案第1号から第4号までの工事請負契約の締結について一括で説明させていただきます。議案につきましては認定こども園・こども発達相談センター移転新築工事に伴う建築主体及び電気・機械設備と併せ、認定こども園外構工事を合わせた4件の工事請負契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

それでは議案書4ページをご覧願います。まず、はじめに議案第1号でありますが工事名は認定こども園・こども発達相談センター移転新築工事(建築主体)でありまして、契約金額は14億7,070万円、契約の相手方は北斗・平田特定建設工事共同企業体、代表者は士幌町字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役瓦井弘己、構成員は字士幌西2線160番地、株式会社平田建設代表取締役長谷川雅毅であります。工期は契約の日から令和8年2月27日まで、契約方法は指名競争入札であります。

次に恐れ入ります、別冊の説明資料の1ページをご覧願います。入 札執行日時は令和7年4月28日午前9時、指名業者は北斗・平田特定 建設工事共同企業体、外記載の10社であります。入札経過は第1回決 定、予定価格は14億9,622万円、落札率は98.29%、最高入札金額は 14億8,500万円でございました。工事概要は認定こども園については 木造平屋建て、延べ床面積は2,518.25㎡、こども発達相談センターも 同様木造平屋建て、延べ床面積は499.34㎡で、建築主体工事一式となっております。

なお、5ページから7ページにかけて両建物の平面図および認定こ ども園外構平面図を掲載していますので後ほどご参照願います。

続きまして、議案第2号を説明いたしますので議案書の5ページを ご覧願います。工事名は認定こども園・こども発達相談センター移転 新築工事(電気設備)でありまして、契約金額は2億6,510万円、契 約の相手方は振興・士幌・光和特定建設工事共同企業体、代表者は帯 広市西 17 条南 1 丁目 14 番地 1、株式会社振興電気代表取締役杉山晴 美、構成員は士幌電設株式会社、光和電建有限会社の3社で構成され ております。工期は契約の日から令和8年2月27日まで、契約方法は 指名競争入札であります。

再び恐れ入ります。説明資料の2ページをご覧願います。入札執行日時は令和7年4月28日午前9時、指名業者は振興・士幌・光和特定建設工事共同企業体、外記載の8社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は2億7,053万4,000円、落札率は97.99%、最高入札金額は2億6,950万円でございました。工事概要は両施設の電気設備を主体工事として建築主体及び機械設備に関連する電気工事一式でございます。

続きまして、議案第3号を説明いたしますので議案書の6ページを ご覧願います。工事名は認定こども園・こども発達相談センター移転 新築工事(機械設備)でありまして、契約金額は2億7,896万円、契 約の相手方は、奥原・末永・小椋・朝井特定建設工事共同企業体、代 表者は帯広市西20条北1丁目3番地30、株式会社奥原商会代表取締 役奥原崇、構成員は有限会社丸イ末永金物店、有限会社小椋商事、有 限会社丸井朝井金物店の4社で構成されております。工期は契約の日 から令和8年2月27日まで、契約方法は指名競争入札であります。

恐れ入ります。説明資料の3ページをご覧願います。入札執行日時は令和7年4月28日午前9時、指名業者は奥原・末永・小椋・朝井特定建設工事共同企業体、外記載の8社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は2億8,318万4,000円、落札率は98.51%、最高入札金額は2億8,232万6,000円でございました。工事概要は両施設の空調・衛生設備、給排水設備などを主体に行う機械設備工事一式でございます。

続きまして、議案第4号を説明いたしますので議案書7のページを ご覧願います。工事名は認定こども園外構工事でありまして、契約金 額は1億1,220万円、契約の相手方は士幌町字士幌西2線160番地、 株式会社平田建設代表取締役長谷川雅毅、工期は契約の日から令和8 年2月27日まで、契約方法は、指名競争入札であります。

恐れ入ります。説明資料の4ページをご覧願います。入札執行日時は令和7年4月28日午前9時、指名業者は萩原建設工業株式会社、外記載の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は1億1,390万5,000円、落札率は98.5%、最高入札金額は1億1,323万4,000円でございました。工事概要は認定こども園移転新築に係る園舎外回りのグラウンドや駐車場など、整備区域6,317.61㎡の外構工事一式でございます。

以上、議案第1号から第4号までの説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長 │ 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 | 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第5号「工事請負契約の締結ついて」を議題としま す。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第5号、工事請負契約の締結について説明をいたします。

それでは、議案書の8ページをご覧願います。これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるものであります。工事名はしほろ温泉プラザ緑風旧館解体工事でありまして、契約金額は5,390万円、契約の相手方は士幌町字士幌西1線158番地、北斗産業株式会社代表取締役瓦井弘己、工期は契約の日から令和7年11月28日まで、契約方法は指名競争入札であります。

恐れ入ります。説明資料の8ページをご覧願います。入札執行日時は令和7年4月28日午前9時、指名業者は萩原建設工業株式会社、外記載の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は5,586万

9,000円、落札率は96.48%、最高入札金額は5,533万円でございまし た。工事概要はしほろ温泉プラザ緑風旧館の解体工事として、鉄筋コ ンクリート造地上2階建て、延べ床面積は810.87 ㎡となってございま す。

なお、9ページに旧館の配置図を掲載していますので、後ほどご参 照願います。

以上、議案第5号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。 河口議長

(な

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な

河口議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第6号「工事請負契約の締結ついて」を議題としま す。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第6号、工事請負契約の締結について説明いたします。

> それでは、議案書9ページをご覧願います。これは議会の議決に付 すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づ き議決を求めるものでございます。工事名は役場庁舎電気室屋外移設 工事でありまして、契約金額は1億2,372万8,000円、契約の相手方 は士幌町字士幌西1線168番地50、加藤電気工業株式会社代表取締役 加藤邦彦、工期は契約の日から令和8年1月20日まで、契約方法は指 名競争入札であります。

> 恐れ入ります。説明資料の10ページをご覧願います。入札執行日時 は令和7年4月28日午前9時、指名業者は川岸電設株式会社、外記載 の7社であります。入札経過は第1回決定、予定価格は1億2,625万 8,000円、落札率は98%、最高入札金額は1億2,436万6,000円でご ざいました。工事概要は役場庁舎の設備面における防災対策として電 気室の地上階への移設工事として新たに屋外へキュービクルを設置す るものであります。

> なお、11ページに設置場所を示した図面を掲載していますので後ほ どご参照願います。

以上、議案第6号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。

> (な し)

18

河口議長

河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

> (な (J)

討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 河口議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第7号「物品購入契約の締結ついて」を議題としま す。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

議案第7号、物品購入契約の締結について説明をいたします。 亀野副町長

> 議案書の10ページをご覧願います。この議案につきましては議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規 定により議会の議決を求めるものであります。

> 契約の目的につきましては除雪車両の更新に伴う小型除雪機の購入 に係るものでありまして、契約金額は 2,912 万 8,000 円、契約の相手 方は岩見沢市幌向北1条2丁目580番地、開発工建株式会社代表取締 役奈良和樹、契約の方法は指名競争入札であります。

> 恐れ入ります。説明資料の12ページをご覧願います。入札執行日時 令和7年4月28日、指名業者は開発工建株式会社を含め記載の3社で あります。入札経過は第1回落札、予定価格は3,100万6,800円、落 札率は93.94%、最高入札金額は3,190万円でありました。概要につ きましては 1.3m、700 t 級のロータリー除雪機 1 両で納入期限は令和 8年3月24日であります。

以上で議案第7号の説明といたします。

河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な

質疑を終わり、これから討論を行います。 河口議長

> (な し)

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 河口議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第8号「士幌町町税条例の一部を改正する条例案」 を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長 議案第8号士幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明

をいたします。

13

19

この改正につきましては令和7年度、地方税制改正による地方税法 及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、本年 3月31日に公布されたことに伴い関係規定を整備する必要が生じた ことから本条例を改めようとするものでございます。

それでは、別冊説明資料の14ページをご覧願います。

新旧対照表は 17 ページから 25 ページになりますが、本ページの令和 7 年度税制改正、地方税関係の要旨で説明させていただきます。

改正は、税目・改正項目毎に説明申し上げますが、適用期日等につきましては、一番右の欄をご参照願います。

それでは主な改正内容ですが始めに通則の内、1の公示送達ではインターネットを利用できる人とできない人を考慮し両方の措置がとられるよう公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正により改めるものでございます。

次に、2の納税証明事項については本条例第 18 条、公示送達の改正 に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に個人町民税の内、1の所得控除については個人住民税について物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、控除すべき金額について大学生などを扶養する世帯の税負担を軽減する特定扶養控除の年収要件が見直され、新たに特定親族特別控除が導入されました。これまで子の年収が103万円を超えると扶養親族から外れ、親が45万円の控除を受けられなくなっていましたが、子の年収の上限を123万円に引上げ、それまでは扶養親族として控除が受けられるよう法に準じて改めようとするものでございます。また、123万円を超えたあとは特定親族特別控除となり、188万円までであれば子の年収に応じた控除を受けられる仕組みとなってございます。

恐れ入ります。16ページの別表をご覧願います。特定親族特別控除について所得金額ごとに控除額を記載しておりまして表中の右側、太枠内に示しておりますが例えば子の年収が170万円であれば控除額は31万円、180万円であれば11万円などとし、188万円を超えますと控除額がゼロとなります。なお、実施については令和8年度、令和7年所得分の個人町民税の課税からとなります。

次に、恐れ入ります先ほどのページ、14 ページに戻っていただきまして2の町民税の申告については特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に関わる規定の整備を行うものであります。

同様に3の町民税に関わる給与所得者の扶養親族等申告書でも、記載事項について、特定親族を追加をいたします。

次に、15ページ上段に移りまして、4の町民税に係る公的年金等受 給者の扶養親族等申告書においても特定親族特別控除の創生に伴う公 的年金等受給者の扶養親族等申告書に関わる提出義務規定等の整備を 行うものであります。

次に、軽自動車税ですが、現行の 50cc 原動付バイクについて国にお いて導入される排ガス規制により今後の生産・販売の継続が困難にな ることから地方税法の改正により総排気量 125cc 以下で、最高出力を 4kW 以下に制御したバイクに関わる軽自動車税種別割の税率が年額 2,000円とされることに伴い関係項目において同様の措置を講じるも のでございます。

1の種別割の税率では、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直 しに伴う税率区分の改正でございます。

次に、2の種別割の減免では前項同様の理由に伴う減免申請の記載 事項に係る規定の整備を行います。

次に、3の身体障害者等に対する種別割の減免については、道路交 通法の改正に伴い本年3月24日、マイナ免許の運用開始に伴う減免申 請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものでありま す。

次に、固定資産税の内新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の 適用を受けようとする者がすべき申告について長寿命化に資する大規 模修繕工事を行ったマンションに対する減額措置の延長等、区分所有 者からの申告書の提出がなくてもマンション管理組合の管理者等から 必要書類の提出があり適用要件に該当すると認められる場合は、減額 措置の適用を受けることができる規定を新たに設けております。

次に、町たばこ税では、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準 の特例として国のたばこ税の見直しに伴い町たばこ税においても所要 の見直しを行うものでございます。

なお、課税標準の見直しについては激変緩和等の観点から令和8年 4月1日より段階的行って参ります。

続きまして、その他につきましては法律の改正による引用条項のズ レを修正し文言の整理を行うものでございます。

以上、議案第8号の説明といたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

(な

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

異議なしと認めます。 河口議長

よって、本案は原案のとおり可決されました。

15

河口議長

河口議長

河口議長

日程第21、議案第9号「令和7年度士幌町一般会計補正予算[第1号]」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

西 野総務課長

総務課長西野よりご説明申し上げます。

議案第9号令和7年度士幌町一般会計補正予算[第1号]ですが、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億1,048万1,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、131億7,048万1,000円に改め ようとするものです。地方債の補正は、第2表地方債補正によるもの といたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。2款1項9目情報管理費では、国の令和6年度補正予算で措置されました、新しい地方経済・生活環境創生交付金の【デジタル実装型】を活用し町が郵送する通知物のデジタル化を進めるため12節委託料にデジタル郵便サービス導入委託料225万5,000円を追加し、特定財源として国の交付金112万7,000円を追加するもので、このデジタル郵便サービス導入事業につきまして、別に説明資料を用意しておりますので説明資料の最終ページ26ページをご覧願います。

説明資料デジタル郵便サービス導入事業にありますとおり、従来、 郵送でお知らせしていた会議や各種健診の案内、補助金の交付申請書 類などについて、スマートフォンで受け取ることを希望された方のス マートフォンに送信し、その後の各種申込・申請手続きなども含め、 郵送、印刷、紙のコストの低減を図るとともに、お知らせを受けた方 は"いつでも""どこでも"通知の確認ができるなど、住民の利便性 の向上にも寄与するものでございます。

予算計上額などは記載のとおりで、事業費の2分の1は、この度採 択を受けた国の交付金を充当するものでございます。

次に、補正予算書に戻っていただきまして、12 目諸費では、当初予算に計上しましたマンホールトイレの整備費用に係り、労務単価上昇の影響により予算編成時に見込んだ設計金額を上回る金額の上昇が見られるためその不足する費用として、14 節工事請負費のマンホールトイレ新設工事に83万7,000円を追加し特定財源において一般単独事業債を80万円追加するものでございます。

次に、3款1項4目高齢者福祉費では、高齢者の健康増進を図ることを目的としてスポーツまたは文化活動における各種大会参加時の交通費の一部を助成する事業の創設に伴い、18節負担金補助及び交付金のゲートボール協会大会参加交通費助成金を廃止し、新たに後期高齢者生きがい創出事業助成金40万円を追加、次の5目高齢者福祉施設費では、特別養護老人ホーム施設内の入所者居室のほか介護材料室などの壁・天井の修繕工事追加に伴い、27節繰出金の施設整備費繰出金201

万3,000円を追加するものでございます。

次に、6款1項3目農業振興費では、前年度から2か年事業として 実施する冷凍コロッケ製造施設の整備に係る費用として、18節負担金 補助及び交付金に産地生産基盤パワーアップ事業補助金20億円を追 加し、特定財源として道の補助金を同額充当するものでございます。

次に8ページをお開き願います。4目農業振興基金運用事業費では、 町内の土地改良事業促進期成会からいただきました寄付を農振基金の 特別分に積み立てるため、24節積立金に基金積立金(特別分)3万 9,000円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額充当するもので ございます。

次に、10 款5項4目総合研修センター管理費では、総合研修センターふれあいホールのステージに設置の吊物及び緞帳を制御する設備の故障に伴い当該設備の修繕に係る費用として、10 節需用費の修繕料に513万7,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページをご覧願います。一般財源のみご説明いたします。6ページの下から2つ目、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に、851万5,000円を追加し収支の均衡を図ったところでございます。

次に、4ページをお開き願います。第2表、地方債補正はマンホールトイレ新設事業について、一般単独事業債の緊急防災・減災事業債の限度額を補正後の欄に記載のとおり変更しようとするものでございます。

なお、最終ページの9ページには地方債の現在高の見込みに関する 調書を掲載しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 10 号「令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算[第1号]」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

角 田

町民課長角田より議案第10号、令和7年度士幌町後期高齢者医療事

17

町民課長

|業特別会計補正予算「第1号]についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 184 万 8,000 円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,745万4,000円に改め ようとするものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願いま す。1款1項1目一般管理費は、こども家庭庁におけるこども未来戦 略及びこども子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき令和8年 度に創設するこども子育て支援金制度の円滑な執行に向けて必要とな る医療保険者等が行うシステム改修に係る費用として、12節委託料に 184万8,000円を追加し、特定財源としてこども子育て支援金制度準 備事業補助金を同額充当するものであります。

歳入につきましては特定財源で説明いたしましたので、省略させて いただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第11号「令和7年度士幌町介護サービス事業特別 会計補正予算「第1号」」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施 設長。

福田特別 養護老人

特別養護老人ホーム施設長福田より令和7年度士幌町介護サービス |事業特別会計補正予算「第1号] についてご説明申し上げます。

ホーム

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 201 万 3,000 円を 施 設 長 |追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,503万8,000円に改め ようとするものであります。

> はじめに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願い ます。1款1項1目施設介護サービス事業費14節工事請負費について は、特別養護老人ホーム施設において1階北側入居者居室のほか介護 者材料室などの壁・天井が結露のため修繕が必要となったことから201 万3,000円を追加するものであります。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、4ページをご覧願

います。3款1項1目一般会計繰入金に201万3,000円を追加し、歳 入歳出の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

河口議長

討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

24

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、「閉会中の継続調査申出」を議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査申出が提出されています。

お諮りします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とする ことにご異議ありませんか。

(なし)

河口議長

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決 定しました。

以上で本臨時会に付議された日程は全て終了しました。

令和7年第2回士幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員